



自治会の法人化事務手引き

令和3年11月 改訂版

目次

1	趣旨	P. 1
2	法人格付与の対象	P. 1
3	認可要件	P. 1
4	申請手続の流れ	P. 3
5	事前準備	P. 5
6	総会の開催	P. 7
7	認可申請手続	P. 7
8	認可	P. 8
9	告示	P. 8
10	地縁団体台帳の登載	P. 9
11	告示事項の変更	P. 10
12	告示事項等の証明	P. 10
13	認可の取消・解散	P. 11
14	解散後の財産の帰属・清算	P. 11
15	認可後の団体活動等	P. 12
16	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	P. 13

<様式>

様式 1	認可申請書	P. 15
様式 2 例	規約例	P. 16
様式 3 例	総会議事録例	P. 22
様式 4	構成員（会員）名簿	P. 24
様式 5	承諾書	P. 25
様式 6	規約変更認可申請書	P. 26
様式 7	地縁団体台帳	P. 27
様式 8	告示事項変更届出書	P. 32
様式 9	証明書交付請求書	P. 33
様式 10	解散届出書	P. 34
様式 11	清算終了届出書	P. 35
様式 12	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	P. 36

1 趣 旨

この手引きは、自治会（地縁による団体）を法人化するために必要な事務手続きを定めたものである。

これまで自治会では代表者等の名義で不動産の登記等を行っており、個人名義の登記では転居や死亡により自治会等の構成員でなくなった場合、名義の変更や相続などの問題が生じていた。このような事情を背景に、地方自治法の一部改正（平成3年4月2日公布、施行。）により、自治会が一定の手続きにより認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）となることができることとなったものである。認可地縁団体となった自治会は法人格を有し、自治会名義で不動産登記等を行うことが可能となる。

その後、より幅広い地域活動を支援するため、再度地方自治法の一部改正（令和3年5月19日公布・令和3年9月1日施行、令和3年5月26日公布・令和3年11月26日施行。以下「法」という。）が行われ、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うためであれば法人化が可能となった。

自治会が法人格を有することで社会的な信用が高まり、地域活動をより活性化することができる。

2 法人格付与の対象（法第260条の2第1項）

申請できる団体は、一定の区域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織された「地縁による団体」である。いわゆるスポーツ同好会のように特定目的の活動を行う団体、老人会や婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体ではないことが条件となる。

3 認可要件（法第260条の2第2項第1～4号）

認可地縁団体の認可を得るためには法に規定されている要件を満たさなければならない。もし満たしていない事項があれば規約改正等の作業を行う必要がある。

（1）活動目的等の要件

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の

維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。

☞認可を受けるために必要なこと

- ・上記活動目的を規約に明記（「5 事前準備 （1）規約の改正」を参照）
- ・総会資料となる事業報告書を作成

（2）区域の要件

その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

☞認可を受けるために必要なこと

- ・区域が客観的に分かるよう規約に規定（「5 事前準備 （1）規約の改正」を参照）
- ・区域を明示した地図の作成
- ・隣接する自治会の承諾書の作成

（3）構成員の要件

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

☞認可を受けるために必要なこと

- ・上記要件を規約に規定（「5 事前準備 （1）規約の改正」を参照）
- ・会員名簿の作成

（4）規約の要件

規約を定めていること

☞認可を受けるために必要なこと

規約の整備（「5 事前準備 （1）規約の改正」を参照）

4 申請手続の流れ

○地縁による団体の法人格取得に関する手続き
 (1) 新規

┌───┐ …自治会が実施
 └───┘
 ┌───┐ …市が実施
 └───┘
 ┌───┐ …法務局が実施
 └───┘

事前準備

○規約改正案の作成等

総会開催

○認可申請の議決

- ① 認可申請することの議決
- ② 規約の改正
- ③ 申請者を代表者とすることの議決
- ④ 構成員の確定
- ⑤ 保有する財産の確定

認可申請

[提出書類]

- ① 認可申請書
 - ② 添付書類
 - ・規約
 - ・総会議事録（認可を申請することについて
総会で議決したことを証する書類・代表者選任）
 - ・構成員の名簿
 - ・事業報告書等
 - ・代表者就任承諾書
 - ・区域図
- 外

受付・審査

- 提出書類の確認
- 団体の要件審査
- 規約の内容審査

認可・不認可通知

- 認可及び告示決裁（戸籍住民課合議）
- 地縁団体台帳記入
- 認可通知

告示

証明書の請求

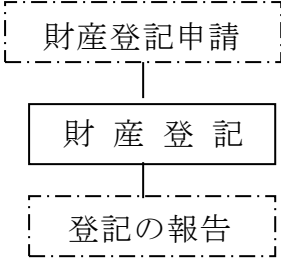
○地縁団体告示事項証明書交付請求書を提出

証明書の交付

団体の印鑑登録

○認可地縁団体の印鑑登録手続き

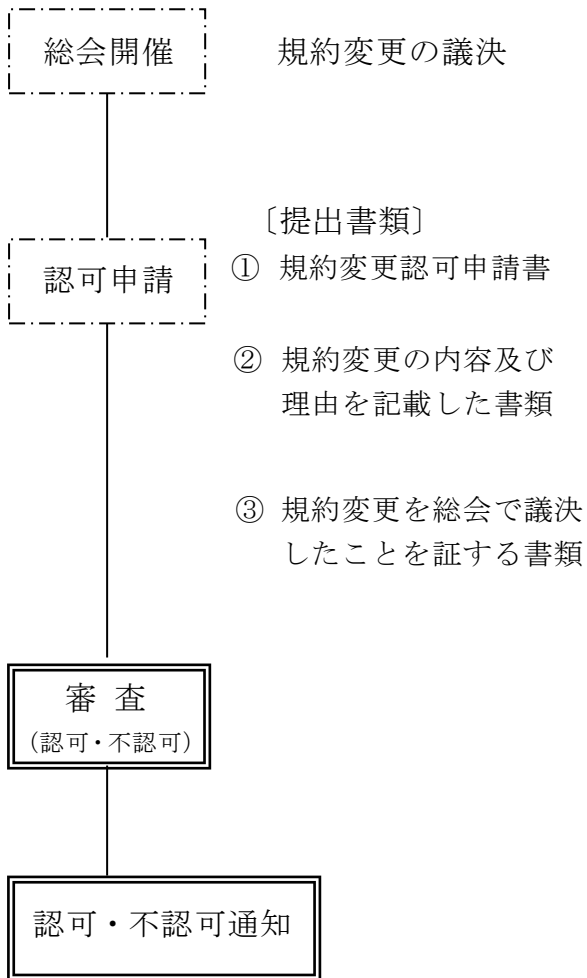
(不動産登記する場合)



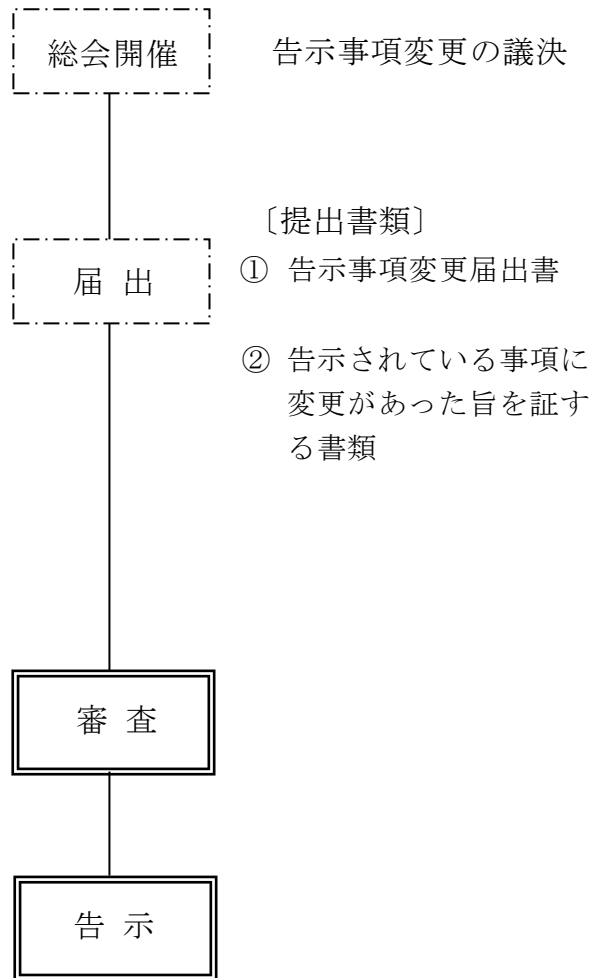
○法務局へ申請

(2) 規約及び告示事項変更手続き

《規約変更の場合》



《告示事項変更の場合》



---地縁団体（自治会）が実施

---市が実施

* 認可地縁団体の手続きをする場合、事前に市の自治会担当部署へ相談。

5 事前準備

(1) 規約の改正

規約には、次の事項が定められていること（法第260条の2第3項）。現行の規約と比較し、未整備の事項があれば改正手続きを行う必要がある。

- ①目的……「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的として記載されていること。スポーツ活動等特定の活動のみを目的とするような記載は認められない。なお、これらの活動を現に行っていることの確認は、認可申請時に提出する事業報告書等で行われる。

- ②名称……法の上では、何ら制約はしないが、他の法令において名称の使用制限がある場合は、当該規定に従うこと。

- ③区域……その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして規約に定められていること。団体の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易に認識できる区域（町・字・地番・住居表示による表示のみならず、河川、道路等により区域が画されていることなど）であること。最終的に、認可申請時には白図等の図面を用いて、隣接する自治会から自治会の境界について承認を得ることが必要となる。
なお、この区域は、当該地縁による団体が相当の期間（当該区域において安定的に存在していると認められる期間）にわたって存続している区域の現況によるとされていることから、法人化に際して区域の拡大・縮小は認められない。

- ④主たる事務所の所在地……地縁による団体について1を限り設けられた主たる事務所であり、この所在地が団体の住所となること。なお、法の上では特段の制約等はなく、代表者の自宅や集会施設の所在地としても構わない。規約上の規定の仕方も、事務所の地番等を示してもよいし、「代表者の自宅」と定めてもよい。

- ⑤構成員の資格に関する事項……区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことが必ず定められていること。

⑥代表者に関する事項……代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について規定されていること。

⑦会議に関する事項……通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項などを定めていること。

⑧資産に関する事項……資産（積極財産をいい、負債は含まない）の構成及び取得、処分等の管理方法等を定めていること。

（２）代表者の決定

代表者が認可地縁団体の申請を行うことから、申請前の総会において代表者の決定を行う。

（３）構成員の確定

現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているか確認するため、申請前の総会等で構成員を確定する必要がある。認可申請時には氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっている。

⑨… 構成員は区域に住所を有する自然人たる個人であり、年齢・性別・国籍等の条件は付けない。また、構成員を「世帯」とすることは認められない。

・区域内に住所を有する法人・組合等の団体が賛助会員等になることを妨げない。

・一般的には、「相当数の者」とは当該区域の住民の過半数が構成員となっていることとし、構成員の住所が記載された名簿により確認することとなる。

※相当数の解釈は一般的には過半数とされるが市長が個別のケースごとに判断する。

6 総会の開催

申請前の総会で認可地縁団体の申請を行うことについての決議を行う。

なお、申請時には、議事録署名人の署名がある総会の議事録等の写しが必要となる（様式3例）。

7 認可申請手続

(1) 申請（法第260条の2第2項、同施行規則第18条第1項及び第20条第2項）

申請者………地縁による団体の代表者であること。

(2) 提出書類

ア 認可申請書 (様式1)

①法施行規則第18条に定められた様式によること。

②申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載すること。

イ 添付書類

認可申請書に次の書類を添付すること。

①規約………（規約例を参照、様式2例）

②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (様式3例)

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名がされているもの。

③構成員の名簿………構成員全員の氏名、住所を記載したもの。 (様式4)

会員である場合には子供の名前なども記載されていること。

④前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。具体的な活動内容がわかる程度の記載をし、特定活動のみの記載でなく、広く地域的な共同活動の内容が記載されていること。

⑤申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名があるもの（様式3例）と、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書（様式5）等の写しで申請者本人の署名があるもの。

（参考資料として付けてもらう書類）

⑥区域を明示した地図

区域がはっきりとわかるように明示した地図

⑦隣接する自治会の承諾書

（3）規約変更認可申請書

（様式6）

告示事項の変更が規約変更を伴うときには、法第260条の3第2項により市長による規約変更の認可を得ること。

8 認 可（法第260条の2第5項）

市長は、地縁による団体が提出した認可申請書類に基づいて、認可要件（法第260条の2第2項）を満たしていると認めるときは、認可をしなければならない。

9 告 示（法第260条の2第10項）

市長は、認可地縁団体の認可をしたときは、自治省令（法施行規則第19条）で定めるところにより、遅滞なく告示しなければならない。また、告示した事項に変更があったときも、同様とする。

（1）告示事項（法施行規則第19条）

ア 法第260条の2第1項の認可を行った場合

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所

- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

イ 解散した場合 (破産による場合を除く。)

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人の氏名及び住所
- ⑤ 解散事由
- ⑥ 解散年月日

ウ 清算終了の場合

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人の氏名及び住所
- ⑤ 清算終了年月日

エ 解散した場合及び破産による場合を除くほか、法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合

- ・ 告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

10 地縁団体台帳の登載

(様式7・記載要領)

市長は、上記の告示を行った日に地縁団体台帳に必要な事項を登載し保存する。

1 1 告示事項の変更

(法第260条の2第11項、同施行規則第20条)

認可地縁団体は、告示された事項に変更があったときは、当該認可地縁団体の代表者が「告示事項変更届出書」(様式8)に、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

ただし、告示事項の変更が規約変更を伴うときには、法第260条の3第2項により市長による規約変更の認可を得た後、改めて告示事項の変更届出を行うこと。

1 2 告示事項等の証明

(1) 請 求 (法第260条の2第12項、同施行規則第21条第1項)

- ・申請者 何人も、市長に対し、認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。なお、この請求は郵送により行うことができる(返送を必要とする場合は郵送経費が必要)。

- ・証明書交付請求書 (様式9)

請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び主たる事務所の所在地を記載する。

(2) 交 付 (法施行規則第21条第2項)

市長は、認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付の請求があったときは、地縁団体台帳の写し(末尾に「この写しは原本と相違ないことを証明する元号年月日 伊勢原市長 ○○○○」をゴム印にて記載)を交付する。

(3) 印鑑の登録及び証明に関する事務

認可地縁団体の代表者等にかかる印鑑の登録及び証明に関する事務については、平成4年5月1日付け自治省行政局長発自治振第87号「認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領」によるものとする。

(4) 手数料

法第227条の規定に基づき伊勢原市手数料条例第2条により徴収する。

(手数料 1件300円)

1 3 認可の取消・解散

(1) 取 消 (法第260条の2第14項)

市長は、認可地縁団体が認可要件(法第260条の2第2項)のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

(2) 解 散 (法第260条の20)

(様式10)

法第260条の20により、次に該当する場合は解散することとなる。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続き開始の決定
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会の決議
- ⑤ 構成員が欠けたこと

1 4 解散後の財産の帰属・清算

(法第260条の31、33)

- ① 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。
- ② 規約で権利の帰属を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ ①及び②により処分されない財産は、市に帰属する。
- ④ 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市長に届け出なければならない。

(様式11)

15 認可後の団体活動等

認可地縁団体は、団体名義で資産の登記・登録ができるようになり、当該資産が「地縁による団体」に帰属するなど地方自治法上の権利義務が生じる。

また、住民により自発的に形成された団体であるということに変わりはない。

(1) 市長の認可は、当該認可地縁団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。(法第260条の2第6項)

(2) 市長は認可地縁団体に対して一般的監督権限を有しない。

(H3.4.2付け行政課長通知)

(3) 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。(法第260条の2第8項)

(4) 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

(法第260条の2第9項)

(5) 破産、解散及び清算については、法人として裁判所の監督下で必要な手続が進められる。

(6) 地縁団体の課税関係

税目	認可前の地縁による団体	認可を受けた地縁による団体
法人税(国税)	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税
法人県民税	収益事業のみ課税	法人税割：収益事業のみ課税 均等割：最低税率(減免有)
法人市民税	収益事業のみ課税	法人税割：収益事業のみ課税 均等割：最低税率(減免有)
法人事業税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税

※詳細については、各所管機関へ相談。

16 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(様式12・記載要領)

認可地縁団体が所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転の登記などについて不動産登記法に則った手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転の登記に支障を来していることが明らかとなった。

そのため、平成27年4月1日より、地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権移転の登記をできるようにする特例制度が設けられた。

なお、市の認定を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請することができる。

(1) 不動産登記の特例

① 特例適用の要件

次の全ての要件を満たしている必要がある。

ア 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

イ 認可地縁団体がその不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

ウ その不動産の所有者または所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であったこと

エ その不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

※所在が判明している登記関係者がいる場合にはこの特例適用により認可地縁団体が不動産の登記名義人になることについて事前に同意を得ておく必要がある。

② 特例適用にあたって提出する書類

ア 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

イ 申請不動産の登記事項証明書

ウ 申請不動産に関し、法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

エ 申請者が代表者であることを証する書類

オ 以下の（ア）から（ウ）の事項を疎明するに足りる資料

（ア）認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

（イ）当該不動産の所有者または所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であったこと

（ウ）当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

（2）不動産登記の特例適用までの流れ

① 市の自治会担当部署へ16（1）①の要件に該当するかどうか事前相談



② 市に「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」と16（1）②の書類を提出



③ 市の自治会担当部署にて提出書類の確認



④ 公告申請審査



⑤ 市で、認可地縁団体がその所有する不動産について所有権の保存または移転登記をすることについて異議のある者に対し、異議を述べるべき旨の公告を行う



⑥ 3ヶ月以上の公告期間内に異議が無かった場合、公告をしたこと及び登記関係者が公告期間内に異議を述べなかったことの証明書を認可地縁団体に交付



⑦ 認可地縁団体が所有権の保存や移転登記の申請を行う

(様式1 認可申請書)

年 月 日

伊勢原市長 殿

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地 伊勢原市

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所 伊勢原市

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を明示した地図

(様式 2 例)

〇〇〇自治会規約（会則）例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事
- (3) 本会が所有する資産及び施設の管理・運営に関する事
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称)

第 2 条 本会は、〇〇〇会と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、〇〇市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

(主たる事務所)

第 4 条 本会の主たる事務所は、□□県〇〇市△町×番〇号に置く。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、第 3 条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第 7 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んでは

ならない。

(退会等)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 事業報告及び決算報告

(2) 事業計画及び予算案

(3) 合理的で地域で認められている事項

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の会員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。

3 前2項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者等を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、伊勢原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

(様式3例)

総会議事録 (例)

- 1 総会の日時 年 月 日
午前・後 時 分～午前・後 時 分
- 2 総会の場所 所在
名称
- 3 出席者の状況 総数 人のうち出席者 人 (委任状 人含む)
- 4 議長の選出
「会長一任」との声により、会長が〇〇〇〇氏を推薦し、会員からの拍手により、議長を選出。
- 5 議事録署名人の選出
「議長一任」との声により、議長が△△組の〇〇〇〇氏と△△組の〇〇〇〇氏を選出。
- 6 議 事
 - (1) 議案第1号 法人の設立について
このたび地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づく「地縁による団体」の法人認可を受けるため申請することについて提案され、審議の結果、全会一致をもって可決された。
 - (2) 議案第2号 規約の承認について
別紙〇〇〇自治会の規約(案)が提案され、審議の結果、全会一致をもって原案どおり承認された。
 - (3) 議案第3号 会長等役員の選任について
当法人を代表する会長等役員の選任について、全会一致で次の者が選任され、被選任者は就任の承諾をした。
会 長 住所 ・ 氏名
副会長 氏名 ・ 氏名
会 計 氏名 ・ 氏名
監 事 氏名 ・ 氏名
 - (4) 議案第4号 事業計画(案)及び予算(案)の承認について
別紙 元号〇〇年事業計画(案)及び予算(案)が提案され、審議の結果、全会一致をもって承認された。

(5) 議案第5号 構成員の承認について

当法人の構成員として、別紙〇〇〇自治会構成員（会員）名簿案が提案され、全会一致をもって原案どおり承認可決された。

(6) 議案第6号 議事録署名人の選任について

本総会の議事録署名人の選任について、全会一致で次の者が選任され、被選任者はその承諾をした。

議事録署名人 氏名

氏名

上記の決議を証するため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名するものとする。

年 月 日

議 長

議事録署名人

同

(様式5 承諾書)

承 諾 書

わたしは、の
代表者となり、当該地縁団体にかかる地方自治法第260条の2第1項による地
域的な共同活動を円滑に行うための認可申請をすることを承諾します。

年 月 日

氏名

住所

(様式 6 規約変更認可申請書)

年 月 日

伊勢原市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地 伊勢原市

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所 伊勢原市

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

名称	規約に定める目的

目的欄 1丁

名 称 その他の事項	(Blank area with vertical dashed lines)
	(Blank area with vertical dashed lines)

その他欄

1丁

(様式7関係)

地縁団体台帳記載要領

- 1 地縁団体台帳は、地方自治法第260条の2第10項の規定により告示を行った日に記載するものであること。
- 2 地縁団体台帳に記載する文字は、黒インクにより字画を明確に記載しなければならない。年月日及び番地等の数字はアラビア数字を用いるものとする。
名称等が変更された場合には、赤インクで従前の名称等を朱消しなければならない。
- 3 文字は改変してはならず、もし訂正、追加又は削除をしたときは、その字数及び訂正等年月日を欄外に記載しなければならない。また、訂正又は削除した文字は、なお読むことができるようにしておかななければならない。
- 4 地縁団体台帳の各用紙(名称等欄、目的欄、区域欄及びその他欄)の下欄には、そのページ毎に丁数(1丁、2丁等)を記載すること。したがって、認可告示時にはいずれも1丁となるものであること。
- 5 地縁団体台帳の名称等欄の「枚数」欄には、その台帳の枚数に相当する数字を記載するものであること。したがって、認可告示時は「4」を記載するものであり、例えば名称等欄が2丁となったときは、「4」を斜線で消すとともに、その下欄に「5」と記入するものであること。
- 6 地縁団体台帳の各欄の用紙の全部又は一部が滅失、破損又は汚損した場合は、新しい用紙に記載事項を移すことができるものであること。この場合において、一部滅失、破損又は汚損した用紙は別に編てつし保存しなければならないものであること。
- 7 名称等欄の「主たる事務所」欄には、認可地縁団体の主たる事務所の所在地を、住居表示を実施している場合は住居番号まで、住居表示が未実施の場合は番地まで記載するものであること。
- 8 名称等欄の「代表者に関する事項」欄には、代表者、代表者の職務代行者及び清算人の就任、退任、辞任、重任、死亡、解任及び住所移転、氏名の変更(改姓等)並びに職務執行停止の場合に記載するものであり、その氏名、資格及び住所を記載するものであること。この場合、住所は住居表示を実施している場合は住居番号まで、住居表示が未実施の場合は番地まで記載するものであること。
- 9 目的欄及び区域欄には、規約に定めた目的及び区域を記載するものであり、変更した場合は認可年月日及び告示年月日も併せて記載するものであること。
- 10 その他欄には、解散した場合及び清算終了した場合に、その旨及び解散事由、解散年月日、清算終了年月日並びに告示年月日を記載するものであること。
- 11 記載例は別紙のとおりとするものであること。

(様式 8 告示事項変更届出書)

年 月 日

伊勢原市長

殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 伊勢原市

告示事項変更届出書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

(様式 9 証明書交付請求書)

年 月 日

伊勢原市長 殿

請求者の氏名及び住所

氏 名

住 所 伊勢原市

証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 2 項の規定により、次に記載した地縁による団体について告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

請求にかかる地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

1 地縁による団体の名称

2 所在地

3 必要件数 件

事務処理欄*****

(様式10 解散届出書)

解 散 届 出 書

年 月 日

伊勢原市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所 在 地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

地方自治法第260条の20の規定により、年 月 日貴職から認可を受けた本地縁による団体は、次のとおり解散したので、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

- 1 名 称
- 2 区域
- 3 主たる事務所
- 4 解散の事由
- 5 解散を総会で議決した場合は、その旨を証する書類（総会議事録等）
- 6 清算人の氏名及び住所
氏名
住所
- 7 清算人を裁判所が選任した場合は、その旨を証する書類

(様式 1 1 清算終了届出書)

清算終了届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所 在 地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

地方自治法第 2 6 0 条の 3 3 の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届出ます。

1 清算の理由

2 清算終了年月日

3 清算を結了したことを証する書類
(解散及び清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本等)

(様式 1 2 公告申請書)

年 月 日

伊勢原市長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する次の不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

1 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(様式 1 2 関係)


所有不動産の登記移転等に係る公告申請書に記載する
「申請不動産に関する事項」の記載要領

【建物について】

- 名称 …○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第113条第1項及び不動産登記事務取扱手続き準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達)第80号第一項)
- 延床面積 …不動産登記規則第115条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
(注) 不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 所在地 …市区町村内の地番(不動産登記法第44条第1項第1号)及び家屋番号(同項第2号)まで記載すること。

【土地について】

- 地目 …不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとすること。
(注) 不動産登記規則第99条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積 …不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。
(注) 不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地…市区町村内の地番(不動産登記法第34条第1項第2号)まで記載すること。

 伊勢原市 / 市民生活部 市民協働課

神奈川県伊勢原市田中 3 4 8 番地 〒259-1188 TEL. 0463-94-4714

ISEHARA CITY 348 Tanaka Isehara Kanagawa Japan 259-1188 TEL. 0463-94-4714

